

京都市上下水道局告示第27号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成19年12月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 届出業者名等

城陽市奈島内垣内48番地

伸成工業株式会社

代表取締役 小坂 勉

2 変更事項（営業所の変更）

城陽市寺田袋尻17番地19から城陽市奈島内垣内48番地に変更

(上下水道局下水道部管理課)